

## 令和3年度第1回 福岡市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和3年8月20日（金） 午後5時～午後6時27分

2 場 所 福岡ガーデンパレス 大会議場（オンライン形式）

3 出席者

委員（20人中20人）

被保険者代表（6人中6人）

大野委員 木庭委員 木場委員 中村委員 藤村委員 前田委員

保険医又は保険薬剤師代表（6人中6人）

平田委員 藤原委員 佐野委員 神田委員 永原委員 田中委員

公益代表（6人中6人）

伊藤委員 近藤委員 樗木委員 中山委員 浜崎委員 濱崎委員

被用者保険等保険者代表（2人中2人）

上村委員 山田委員

事務局

保健福祉局長 生活福祉部長 保険年金課長 保険医療課長 他

4 議事事項

（1）本日の会議の議事録署名人の選出について

被保険者代表 藤村委員

保険医又は保険薬剤師代表 田中委員

公益代表 伊藤委員

の3名を選出

（2）議題

1 会長・副会長の選任について

福岡市国民健康保険条例施行規則第2条第1項により、  
会長に樗木委員、副会長に浜崎委員を選出

2 福岡市国民健康保険の事業状況について（報告）

事務局より資料の説明後、質疑を行った。

3 福岡市国民健康保険医療費適正化計画（第2期）の中間評価について（報告）

事務局より資料の説明後、質疑を行った。

## 【 議題 2 に関する質疑 】

### ●委員

資料 21 ページの収入の確保について、新型コロナウイルス感染症の影響により納付相談や納付猶予件数が増えている状況の中で、令和 2 年度は元年度よりも収入未済額や不能欠損額が減少している。収納率が上がっている状況があるので、その理由について、教えていただきたい。

### ○事務局

コロナ禍において収納率が向上し、収入未済額が減少した主な要因は 2 点あると考えており、まず 1 点目は、国の財政支援に基づき、令和 2 年度からコロナの影響で収入が減少した方に対する保険料の減免制度を開始したことである。これにより、2 年度は保険料収入総額の約 5 %にあたる約 1 4 億円を減免しており、そのうち約 6 割が全額減免となっていることから、未納世帯が減少したものと考えている。

2 点目は、保険料を期限内に支払わなかった場合に送付する督促状の送付件数が、2 年度は元年度より約 3 万件、約 6 %減少していることから、口座振替加入世帯の増加による期限内納付の増加のほか、特別定額給付金などの支給により、一時的に収入が増加したことなども影響していると考えている。

### ●委員

令和 2 年度は、減免や国の給付金などの一時的な施策などが大きな影響となり、収納率が上がった可能性があることが理解できた。

### ●委員

引き続き深刻なコロナ禍のなかで、今後も保険料の納付が厳しい世帯が生じることが想定される。コロナ減免を必要な方が速やかに申請できるためには広報活動が大事だと思うが、2 年度の取り組みや、更に充実させる方法があれば、教えていただきたい。

### ○事務局

令和 2 年度のコロナ減免の周知については、6 月に全加入世帯に保険料の決定通知書を送付する際、減免制度を周知するチラシを同封するとともに、区役所の健康保険担当窓口などに置くなどして周知を図っている。さらに、市政だよりやホームページにおいても広報している。さらに、3 年度も、広く周知するため、決定通知書にチラシを同封し、全加入世帯に周知を図っている。

### ●委員

コロナ減免についてホームページなどで周知されているが、まだ、ご存じない方がいると思うので、引き続き広報を継続するとともに、メディアなど新たな広報媒体の活用の検討など努力してもらいたい。

## ●委員

資料 15 ページ、一人あたりの赤字対象の一般会計繰入金の状況であるが、赤字を埋めるための繰入金が政令市の中で福岡市が一番多く、繰入を行っていない0円の都市が13都市もある。協会けんぽもコロナ禍において、特に運輸業、飲食業、宿泊業など、大変厳しい収入状況になっている中、国保への繰入金は市民の税金が充てられているので、公平性も気になっている。赤字対象の繰入金を削減するための対策について教えてほしい。

## ○事務局

一般会計からの繰入金には、法令等に基づく法定繰入金と、法令等に基づかない法定外繰入金があり、法定外繰入金のうち、単に保険料負担を緩和するための繰入金は、国から赤字対象の繰入金と位置付けられ、中長期的に削減・解消が求められている。

福岡市では、令和元年度に、平成 30 年度決算で確定した赤字対象額約 17 億円を対象に、赤字削減・解消計画を策定し、2 年度の保険料を引上げ、削減に取り組んだところであるが、2 年度から県納付金の激変緩和措置が見直され、保険料負担の急激な増加が見込まれたため、市独自の繰入金を追加して保険料負担を抑制した結果、赤字対象繰入金が増加することになった。

赤字対象繰入金は、2 年度予算では約 35 億円となったが、3 年度予算では約 25 億円で、10 億円ほど解消している。赤字対象繰入金は国から解消すべきと定められているため、今後も、収入の確保や支出の増加の抑制とともに、基金などを活用しながら、被保険者の急激な負担増とならないように、解消に努めていく。

## ●委員

資料 9 ページ、16 ページに、所得の状況が記載されているが、構造上の問題はあると思うが、本市の被保険者の所得の低さが示されており、決してゆとりのある状況ではないことがわかる。コロナ減免は前年より収入が3割以上減少していることが基準であり、コロナ禍で1割、2割の収入減少で苦境に立たされている方々は減免されない状況となっており、引続き保険料の負担減が求められていると思う。新年度の予算では、保険料負担を下げる努力を行っていただきたい。

資料 36 ページの本市の国要望の中に、国庫負担の引き上げがあるが、国がやるべきことをやってこなかったことが、負担を増やしていると思うので、国庫負担の引き上げについての国に対する働きかけを行い、場合によっては、本市独自の法定外繰入をしっかりと確保していただくことも必要ではないかと考えるが、ご所見をいただきたい。

## ○事務局

令和4年度の保険料水準については、県から年内に納付金額が示されるため、それに、コロナの影響や市の財政状況など、様々な状況を見極めながら、運営協議会に諮問させていただき、決定していきたいと考えている。また、国に対しては、国庫負担の引き上げや、医療制度の強化等をしっかりと要望してまいりたい。

## ●委員

今後も努力していただきたい。多子世帯の均等割減免が、今年度から実施され、財源な

ど大きな課題はあるが、こうした取り組みを広げていただくことが大事だと考える。  
この減免について、実施状況を教えてほしい。

○事務局

令和３年度から子育て世帯の負担軽減を図るため、多子世帯の子どもの均等割の減免制度を開始しており、具体的には、中学生以下の第２子以降の均等割保険料を第２子は半額、第３子以降は全額減免するもので、３年度の実施状況は、対象となる子どもが約９,６００人、減免額は約１億２,３００万円となっている。

●委員

資料 10 ページの総医療費が、令和３年度予算では、３・４年前の水準に戻るようになっているが、総医療費が、国民の一人当たりの支払いの金額に影響するところもあると思うが、なぜ増加しているのか。

○事務局

令和３年度予算の総医療費については、コロナの影響をどう見込むか判断する必要があったが、２年度のコロナの影響を除き、コロナの影響がない過去の実績を参考に予算を組んだところである。

●委員

生活習慣病により、医療費の総額が増えてきている認識を持っており、生活習慣病は運動不足によって起こる病と思っている。私は校区で、バトミントンに参加しているが、高齢者や学生、単身赴任者や外国人も来ている。普段から気軽に運動できる機会が、各小中学校の体育館や公民館などにあるということを市民の方が知らない事が多いようであり、市に広く周知してもらえれば、全体的に健康的な生活を送ることができ、生活習慣病を防げるのではないかとと思っている。

○事務局

体育館や公民館などで、様々な方が運動、サークルなど活動していることは承知している。市ではホームページなどでも広報しているが、まだ足りていないところもあるので、しっかりと広報に努めてまいりたい。

### 【 議題３に関する質疑 】

●委員

コロナ診療について、保険適用の有無や公費の区分などの仕組みを教えてほしい。また、医療現場は、患者がコロナか分からない状態で診療をし、陽性の場合はコロナの治療をするなど、その対応が大きな負担になっているのではないかとと思うが、この機会に現場の状況を教えてほしい。

## ●委員

当院では、発熱患者が来院されることはないが、来院された患者が、後に、入院先でコロナ陽性が判明しドキッとして緊張が走ったことがあったため、その後は、より緊張感をもって、感染予防を徹底し、通常の診療を継続している。

最前線でコロナ診療をされている病院や現場の医療従事者にとっては、自らの感染予防を徹底しながらコロナ患者への治療を行うため、二重のストレス、緊張を強いられており、大変な状況であることは間違いないと思われる。

コロナ診療の仕組みは、病院では保険診療で行い、自己負担分は公費となる。

## ●委員

第4波、第5波では、医療機関のベッド数が減り、現在も患者数が非常に増え、それに伴い自宅療養者も増えているので、自宅療養者は福岡市と福岡市医師会が協同で対応しているが、どうしても目が届かないところが出ている現状である。今後も、患者が集中すると、人材不足やベッド不足が起きるため、市や県などと協力して抑え込んでいきたいが、非常に厳しい状況が続いている状況である。

## ○事務局

医療費の仕組みについて、コロナに係る医療費は、初診料・再診料を除き、被保険者の自己負担はない。医療費のうち、法定給付割合分は通常通り保険者が負担するが、残る部分については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、公費として国が負担するようになっており、本人が負担することはない。